

○狭山市市民会館管理規則

昭和54年9月25日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、狭山市市民会館条例（昭和54年条例第14号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、狭山市市民会館（以下「会館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成11年規則4号・22年10号〕)

(利用の許可手続)

第2条 条例第6条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者は、様式第1号の利用許可申請書を市長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請は、利用に係る会館の施設等に応じ、次の各号に掲げる期間内に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール、控室、リハーサル室及び展示室 利用を開始しようとする日（以下「利用開始日」という。）の属する月の初日前1年（本市並びに所沢市、飯能市、入間市及び日高市に住所を有しない個人又は法人その他の団体の場合は、11月）から利用開始日前10日（リハーサル室及び展示室にあつては、利用開始日前日）まで。

(2) その他の施設等 利用開始日の属する月の初日前6月から利用開始日前日まで。ただし、ホール又は展示室と併用する場合は、前号の規定によるものとする。

3 条例第6条第1項の規定による利用又は変更の許可は、様式第2号の利用許可書を交付して行うものとする。

(一部改正〔平成8年規則41号・9年12号・22年10号・31年6号・令和元年4号〕)

(特別の設備等の承認)

第3条 条例第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者が、当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(一部改正〔平成22年規則10号〕)

(附属設備及び備品の使用料)

第4条 条例第13条後段の規定に基づき、会館の附属設備及び備品の使用料は、別表のとおりとする。

(一部改正〔平成22年規則10号〕)

(使用料の納期)

第5条 条例第13条に規定する使用料は、第2条第3項に規定する利用許可書の交付のときに、これを納付しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成22年規則10号〕)

(遵守事項)

第6条 会館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に施設等を利用しないこと。
- (2) 許可又は承認を受けていない施設並びに設備及び物品を利用しないこと。
- (3) 施設並びに設備及び物品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (4) 許可を受けずに備付けた備品を移動しないこと。
- (5) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において喫煙をしないこと。
- (6) 許可を受けずに寄附を募集し、又は飲食物等の提供をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従うこと。

(一部改正〔平成22年規則10号〕)

(施設の立ち入り)

第7条 市長は、会館の施設等の維持管理のために、利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(一部改正〔平成22年規則10号〕)

(利用後の届出)

第8条 利用権利者は、会館の施設等の利用を終了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成22年規則10号〕)

(指定管理者による管理)

第9条 条例第17条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせる場合における第2条第1項及び第2項ただし書、第3条、

第5条、第7条、前条並びに様式第1号(1)から様式第2号(4)までの規定の適用については、これらの規定(様式第1号(1)から様式第2号(4)までの規定を除く。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含む。)、様式第1号(1)、様式第1号(2)、様式第2号(1)及び様式第2号(2)の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第5条中「条例第13条」とあるのは「条例第14条第1項」と、様式第1号(1)から様式第2号(4)までの規定中「狭山市長」とあるのは「狭山市市民会館指定管理者」とする。

(追加〔平成22年規則10号〕、一部改正〔平成31年規則6号〕)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成11年規則4号・22年10号〕)

附 則

この規則は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年5月31日規則第29号)

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月27日規則第51号)

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月9日規則第30号)

この規則は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月24日規則第12号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月30日規則第6号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年6月29日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月18日規則第15号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日規則第18号)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の各規則の規定により作成した様式で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することがで

きる。

附 則（平成 5 年 7 月 5 日規則第 3 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 1 5 日規則第 8 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 1 0 月 3 1 日規則第 4 1 号）

この規則は、平成 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 6 日規則第 1 2 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 1 2 月 2 8 日規則第 4 7 号）

この規則は、平成 1 1 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 3 月 1 9 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 2 条及び第 1 3 条を削り、第 1 4 条を第 1 2 条とする改正規定は、平成 1 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 4 日規則第 1 1 号）

- 1 この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の狭山市市民会館管理規則の規定により交付された利用許可書は、改正後の狭山市市民会館管理規則の規定により交付された利用許可書とみなす。

附 則（平成 1 3 年 6 月 2 2 日規則第 2 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日規則第 3 7 号）

この規則は、平成 1 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 9 月 3 0 日規則第 3 1 号）

- 1 この規則は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な箇所を訂正し、又は従前の例により使用することができる。

附 則（平成 1 9 年 3 月 3 0 日規則第 1 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 10 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 狭山市市民会館条例（昭和 54 年条例第 14 号）第 17 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に狭山市市民会館の管理を行わせる場合は、改正前の狭山市市民会館管理規則の規定により、市長がした許可その他の行為（この規則の施行の日以後の利用に係るものに限る。）については、改正後の狭山市市民会館管理規則の相当規定に基づいて指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日規則第 6 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 21 日規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 2 号の改正規定は、同年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第 2 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「1 年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和元年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日まで	8 月
令和元年 12 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	9 月
令和 2 年 1 月 1 日から同年 1 月 31 日まで	10 月
令和 2 年 2 月 1 日から同年 2 月 29 日まで	11 月

- 3 次の表の左欄に掲げる期間における第 2 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「11 月」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和元年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日まで	7 月
令和元年 12 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	8 月
令和 2 年 1 月 1 日から同年 1 月 31 日まで	9 月
令和 2 年 2 月 1 日から同年 2 月 29 日まで	10 月

- 4 次の表の左欄に掲げる期間における第 2 条第 2 項第 2 号の規定の適用については、

同号中「6月」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和元年12月1日から同年12月31日まで	3月
令和2年1月1日から同年1月31日まで	4月
令和2年2月1日から同年2月29日まで	5月

別表（第4条関係）

（全部改正〔平成31年規則6号〕）

市民会館附属設備及び備品使用料表

（単位 円）

附属設備及び備品の名称等		単位	1回の使用料額		
			大・中ホール	小ホール	展示室等
舞台関係	演壇	1式	800	500	
	司会者台（マイクを含まない。）	1台	200	200	
	長机	1台	100	100	
	いす	1脚	50	50	
	指揮台（譜面台を含む。）	1台	200	200	
	楽団用譜面台	1台	50	50	
	音響用反射板	1式	7,000	3,000	
	オーケストラピット	1式	3,000		
	松羽目、竹羽目	1式	1,500		
	金・銀・鳥の子びょうぶ	1双	1,500		
	金びょうぶ	1双		1,000	
	びょうぶ	1双		1,500	
	のだて傘	1本	2,000		
	傘立て	1式	800		
	張出しステージ	1式		1,000	

	所作台	1式	7,000	3,000	
	花道用所作台	1式	1,000		
	平台、写真台	1枚	150	150	
	高足、中足、箱足	1個	50	50	
	ヒナ壇用階段	1台	100		
	緋毛せん、紺毛せん	1枚	100	100	
	山台用長布団	1枚	100		
	紗幕(黒・白)	1張	1,000		
	赤カーペット	1式	1,000	1,000	
	上敷	1枚	200	200	
	大太鼓	1式	1,000		
	黒板	1台	100	100	
	ホワイトボード	1台	100	100	
	めくり台	1台	100	100	
	人形たて	1本	50	50	
	ピアノCF(調律料を含まない。)	1台	3,000	3,000	
	ピアノG5(調律料を含まない。)	1台			1,000
	スモークマシン	1台	1,000		
	旗(市、日の丸)	1旗	200	200	
	リノリウム	1式	2,000	1,000	
照明関係	フットライト	1列	1,000		
	ストリップライト	1本		200	
	花道用フットライト	1列	300		
	ボーダーライト	1列	1,500	800	
	スポットライト(0.5kw)	1台	150	150	

	スポットライト (1kw)	1台	250		
	スポットライト (1.5kw)	1台	400		
	FQスポットライト (0.5kw)	1台	300	300	
	FQスポットライト (1.5kw)	1台	800		
	ITOソースフォー	1台	350	350	
	パーライト	1台	350	350	
	LEDパーライト	1台	350	350	
	LHQライト	1台	300	300	
	アッパーホリゾンライト	1列	2,000	1,000	
	ローアホリゾンライト	1本	300	300	
	クセノンピンスポットライト	1台	2,000	800	
	波マシン、ドラムマシン	1台	500		
	種板	1枚	100	100	
	ストロボマシン、ミラーボール	1台	500	500	
	照明用スタンド	1本	100	100	
音響関係	拡声装置	1式	3,000	1,000	
	ステージスピーカー (A)	1組	4,000		
	ステージスピーカー (B)	1組	3,000		
	ステージスピーカー (C)	1組	1,000	1,000	
	マルチコード	1式	500	500	
	エレベーター装置 (マイクを含まない。)	1基	500		

	つり下げ装置（マイクを含まない。）	1基	500	500	
	ポータブルミキサー	1台	500	500	
	マイクロホン	1本	1,000	1,000	
	ワイヤレスマイク（電池を含む。）	1本	2,000	2,000	
	マイクロホンスタンド	1本	100	100	
	カセットテープレコーダー	1台	500	500	
	MDデッキ	1台	1,000	1,000	
	CDレコーダー	1台	500	500	
	エフェクター	1台	1,000	1,000	
	会議用マイクセット	1式			500
映写関係	スクリーン	1式	1,000		
	移動式スクリーン	1式	200	200	
	BD・DVDデッキ	1台	500	500	
	液晶プロジェクター	1台	1,500	1,500	
その他	展示用パネル	1枚	100	100	100
	展示用スポットライト	1灯	50	50	50
	シャワー	1人	50	50	
	1kwの電源（持込器具1台につき）	1個	100	100	100
	2kwの電源（持込器具1台につき）	1個	300	300	
	3kwの電源（持込器具1台につき）	1個	500	500	
	姿見	1台	100	100	

備考

- 1 「1回の使用料額」とは、条例別表に定める午前、午後又は夜間におけるそれぞれの利用を1回とする使用料額をいう。
- 2 「展示室等」とは、展示室、リハーサル室、会議室及び和室をいう。
- 3 「ピアノG5」の利用は、リハーサル室に限る。

様式第1号(1) (第2条関係)

市民会館利用許可申請書

申請番号

年 月 日

(あて先) 狹山市長

申請者	団体名	
	氏名	
	住所	
	電話	

次のとおり利用したいので申請します。

利用日	利用時間	利用施設	基 本 使 用 料	割 増 料	減 額 料	計

料 金 合 計	円
---------	---

利 用 目 的		利 用 予 定 人 数	名
催 し 物 名			
利 用 責 任 者 氏名・住所・電話	氏名 住所	電 話	
備 考			

様式第1号(2) (第2条関係)

市民会館利用変更許可申請書

申請番号

年 月 日

(あて先) 狹山市長

申請者	団体名	
	氏名	
	住所	
	電話	

次のとおり利用変更したいので申請します。

利用日	利用時間	利用施設	基 本 使 用 料	割 増 料	減 額 料	計

料 金 合 計 円

利 用 目 的		利 用 予 定 人 数	名
催 し 物 名			
利 用 責 任 者 氏名・住所・電話	氏名 住所	電 話	
備 考			

変更後の使用料	円
既納使用料	円
納入すべき使用料	円

様式第2号(1) (第2条関係)

市民会館利用許可書

許可番号

年 月 日

申請者	団体名	
	氏名	様
	住所	
	電話	

次のとおり利用を許可します。

狹山市長

印

利用日	利用時間	利用施設	基 本 使 用 料	割 増 料	減 額 料	計

料金合計 円

利用目的		利用予定人数	名
催し物名			
利用責任者 氏名・住所・電話	氏名	住所	電話
備考			

注

- 1 許可書は、利用当日必ず事務局へ提示してください。
- 2 既納の使用料は、原則として返還いたしません。
- 3 利用時間には、準備又は片付けの時間を含みます。
- 4 利用権を第三者へ譲渡したり、転貸することはできません。

様式第2号(2) (第2条関係)

市民会館利用変更許可書

許可番号

年 月 日

申請者	団体名	
	氏名	様
	住所	
	電話	

次のとおり利用変更を許可します。

狹山市長 印

利用日	利用時間	利用施設	基 本 使 用 料	割 増 料	減 額 料	計

料金合計 円

利用目的		利用予定人数	名
催し物名			
利用責任者 氏名・住所・電話	氏名 住所	電話	
備考			

変更後の使用料	円
既納使用料	円
納入すべき使用料	円

- 注
- 1 許可書は、利用当日必ず事務局へ提示してください。
 - 2 既納の使用料は、原則として返還いたしません。
 - 3 利用時間には、準備又は片付けの時間を含みます。
 - 4 利用権を第三者へ譲渡したり、転貸することはできません。

様式第1号(1)(第2条関係)

(全部改正〔平成12年規則11号〕、一部改正〔平成17年規則31号・
22年10号〕)

様式第1号(2)(第2条関係)

(全部改正〔平成12年規則11号〕、一部改正〔平成17年規則31号・
22年10号〕)

様式第1号(3)(第2条関係)

(全部改正〔平成12年規則11号〕、一部改正〔平成17年規則31号・
22年10号〕)

様式第1号(4)(第2条関係)

(全部改正〔平成12年規則11号〕、一部改正〔平成17年規則31号・
22年10号〕)

様式第2号(1)(第2条関係)

(全部改正〔平成12年規則11号〕、一部改正〔平成22年規則10号〕)

様式第2号(2)(第2条関係)

(全部改正〔平成12年規則11号〕、一部改正〔平成22年規則10号〕)

様式第2号(3)(第2条関係)

(全部改正〔平成12年規則11号〕、一部改正〔平成22年規則10号〕)

様式第2号(4)(第2条関係)

(全部改正〔平成12年規則11号〕、一部改正〔平成22年規則10号〕)